

平成26年度 母子寡婦等福祉対策関係予算案の概要

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

(平成25年度予算額) (平成26年度予算案額)
218,137百万円 → 225,692百万円

1 就業支援、子育て・生活支援、養育費確保支援等の推進 (一部新規) 41,140百万円

- ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化 817百万円(再掲)
- 「日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)」において、女性が活躍できる環境整備を推進することとされ、「母子家庭の母等への就業支援」が位置づけられ、また、子どもの貧困対策の強化が求められていることから、ひとり親家庭それぞれの様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うため、相談体制の強化等を図るとともに、就業支援関連事業及び子どもに対する支援施策の充実強化を図る。
- ① 自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進するとともに、自治体の支援体制を検証し、好事例について全国へ展開する。
 - ② 転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業の充実強化や子どもに対するピア・サポート(当事者等による支援)を伴う学習支援等の推進を図る。

(1) 就業支援の推進

○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業(新規)

(母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数)

地方自治体の相談窓口に、新たに就業支援に専念する「就業支援専門員」を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子自立支援員のその他の専門性を高めることにより、相談支援体制の質・量の充実を図り、包括的・総合的な高度な支援を実現する。

○母子家庭等就業・自立支援事業

(母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数)

母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、これまで安心子ども基金において行われてきた「職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス事業」、及び「職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業」については、平成26年度から本事業へ組み入れて実施する。

○母子自立支援プログラム策定等事業

(母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数)

個々の母子家庭の母等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行う母子自立支援プログラム策定等事業を推進する。

また、これまで安心こども基金において行われてきた「就業・社会活動困難者への戸別訪問事業」のうち、「戸別訪問による相談支援等」については、平成26年度から本事業へ組み入れて実施する。

○母子家庭等自立支援給付金事業

(母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数)

・高等技能訓練促進費等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、養成課程の修了後に入学支援修了一時金を支給する。

・自立支援教育訓練給付金事業

(母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数)

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母等に対して、講座修了後に受講料の一部を支給する。

○ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化に係る調査研究等事業(新規)

20百万円

地方自治体による総合的・包括的な支援のための相談窓口の強化(就業支援専門員を配置した支援の実施)を支援するため、地方自治体における総合的・包括的な支援の取組や就業支援の好事例の収集と情報提供等を行う。

○キャリアアップ助成金の活用

9,110百万円

平成25年12月に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」において拡充することとされた「キャリアアップ助成金」の活用により、母子家庭の母等を含む有期契約労働者等の正規雇用等への転換等の推進や短時間正社員制度の普及を図る。(職業安定局予算に計上。要求額には母子家庭の母等以外の者の分を含む。)

○母子家庭の母等に対する職業訓練の実施

936百万円

・託児サービスを付加した委託訓練、準備講習付き職業訓練の実施

民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練について、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。当該訓練のうち、「自立支援プログラム」の対象者等に対しては、母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、「職業訓練」に先立ち、就職の準備段階としての「準備講習」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。(職業能力開発局予算に計上)

・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

民間教育訓練機関等において、配偶者からの暴力(DV)被害者である母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施する。併せて、託児サービスを提供する。(職業能力開発局予算に計上)

○マザーズハローワーク事業の充実 2, 799百万円
事業拠点の増設（177か所→180か所）等、マザーズハローワーク事業の充実を図る。（職業安定局予算に計上）

○生活保護受給者等就労自立促進事業の推進 7, 216百万円
生活保護受給者及び児童扶養手当受給者を含む生活困窮者に対するより効果的な自立支援のため、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を推進する。（職業安定局予算に計上。予算案額には母子家庭の母等以外の者の分を含む。）

○トライアル雇用奨励金の活用 11, 892百万円
平成25年12月に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」において拡充することとされた「トライアル雇用奨励金」の活用により、母子家庭の母等の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。（職業安定局予算に計上。予算案額には母子家庭の母等以外の者の分を含む。）

○在宅就業に関する情報提供 12百万円
子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母等にとって、仕事と家庭の両立を図りやすい働き方である在宅就業を推進するため、先駆的な取組事例等を収集・集約し、地方自治体に情報提供を行うこと等の支援を行う。

(2) 子育て・生活支援の推進

○母子家庭等日常生活支援事業

（母子家庭等対策総合支援事業（9,095百万円）の内数）

母子家庭の母等が、自立のための資格習得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話などを行う。

○ひとり親家庭生活支援事業

（母子家庭等対策総合支援事業（9,095百万円）の内数）

相談支援、生活支援講習会の開催、ひとり親家庭の情報交換のほか、児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣や学習支援ボランティア事業による子どもへの支援により、ひとり親家庭の生活の支援を図る。

(3) 養育費確保支援の推進等

○養育費相談支援センター事業

56百万円

養育費相談支援センターで、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

○母子家庭等就業・自立支援事業（再掲）

（母子家庭等対策総合支援事業（9,095百万円）の内数）

母子家庭等就業・自立支援センター等に、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うこと等により養育費の確保を図るとともに、母子家庭等の児童の健やかな成長を支援するため面会交流の支援を行う。

2 自立を促進するための経済的支援

178,654百万円

(1) 児童扶養手当

173,614百万円

離婚によるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの家庭の児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

なお、平成26年通常国会に改正法案を提出し、公的年金との併給制限を見直し、手当より低額の年金を受給する場合には、その差額分について手当を支給するため必要な措置を講ずる。

(2) 母子寡婦福祉貸付金

5,040百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

なお、平成26年通常国会に改正法案を提出し、貸付の対象について、父子家庭に拡大するため必要な措置を講ずる。

3. 配偶者からの暴力（DV）防止など、婦人保護事業の推進

（一部新規）

5,898百万円

配偶者からの暴力（DV）被害者に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業を実施する。

（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）を含む。）